事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)(新旧対照表)

改正前	改正後
8 不動産特定共同事業関係 8 - 3 業務に関する事項	8 不動産特定共同事業関係 8 - 3 業務に関する事項
8-3-5 不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付(法第 24条第1項)	8 - 3 - 5 不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付(法第 24条第1項)
(1) (同右)	(1) (略)
(2) 法第24条第1項の規定により行う説明については、申込者に不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項を理解させることを目的に行うものである。この目的を踏まえ、説明にあたっては、図表等を適宜用いる等投資家の理解を深めるために適切に実施されるものであること。	(2) 法第24条第1項の規定により行う説明については、申込者に不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項を理解させることを目的に行うものである。この目的を踏まえ、説明にあたっては、図表等を適宜用いる等投資家の理解を深めるために適切に実施されるものであること。なお、申込者が遠隔地に居住する場合等、対面により説明を行うことが困難な場合には、必ずしも対面による説明を要しないが、その場合には、ビデオ、DVD等の電子媒体を適切に活用するとともに、投資家からの個別の質問に対応できる体制を確保すること。

7L T 24	76.77.4
改正前	改正後
(新設)	8 - 5 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間
	法第34条から第37条まで及び第39条に基づき監督上の処分 を命ずる場合には、検査部門からの検査結果通知(写)を受理した ときから、おおむね2ヶ月以内を目途に行うものとする。
	なお、当該検査結果通知(写)において指摘された事項等につき、 事実確認等のために不動産特定共同事業者に対して報告徴求を行っ た場合は、報告書を受理したときからおおむね2ヶ月以内を目途に 行うものとする。
	(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に 留意する。)複数回にわたって法第40条第1項に基づき報告を求める
	場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
	(注2)弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。 い。 (注3)標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適
	<u>用する。</u>